

第3期

馬路村子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
高知県 馬路村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定・推進体制	2
第2章 馬路村の子ども・子育ての現状	3
1 統計データから見る現状	3
2 教育・保育施設の状況	10
3 アンケート調査結果の概要	12
4 計画策定に向けた課題まとめ	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策体系	24
第4章 教育・保育の充実	25
1 教育・保育提供区域の設定	25
2 計画期間中の子どもの人口推計	26
3 幼児期の教育・保育の充実	27
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	29
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	46
第5章 個別施策の展開	47
基本目標1 すべての子どもと家庭への支援	47
基本目標2 地域全体による子育て支援	51
基本目標3 子どもの心の豊かさたくましさを育む	53
第6章 計画の推進にあたって	54
1 計画の推進体制	54
2 進捗状況の管理	54
第7章 資料編	55
1 馬路村子ども・子育て支援会議条例	55
2 馬路村子ども・子育て会議委員名簿	56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は80万人を下回って統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流・交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代や子どもに深刻な影響をもたらし、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

こうした状況を踏まえ、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

馬路村（以下、「本村」という。）においても、これまで平成22年3月に「馬路村次世代育成支援行動計画（後期）」、令和2年3月には「第2期馬路村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、地域全体での子ども・子育て支援を推進してきました。

今回策定する「第3期馬路村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援を一層推進するためのものです。その取り組みとして、本計画では、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定め、教育・保育事業に対する村民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

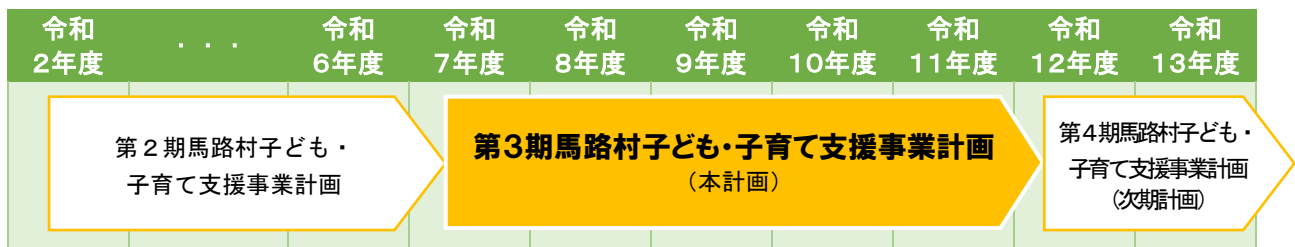
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本村が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進します。

本計画の策定にあたっては、上位計画である「馬路村振興計画」、「馬路村地域福祉計画」及び関連する分野別計画との整合・連携を図るとともに、「第 2 期計画」の考えや取組を踏襲した、子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から適用し、令和 11 年度までの 5 か年とします。



4 計画の策定・推進体制

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関である「馬路村子ども・子育て支援会議」において、内容を審議し、支援事業計画を策定します。

また、総合的な子ども・子育て支援を着実に推進するために、中芸広域連合保健福祉課や関係部所、関係団体等と連携しながら、計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行うとともに、課題への対応方策について協議し、「馬路村子ども・子育て支援会議」の意見を反映するなど進行管理を行います。

第2章 馬路村の子ども・子育ての現状

1 統計データから見る現状

(1) 人口の動向

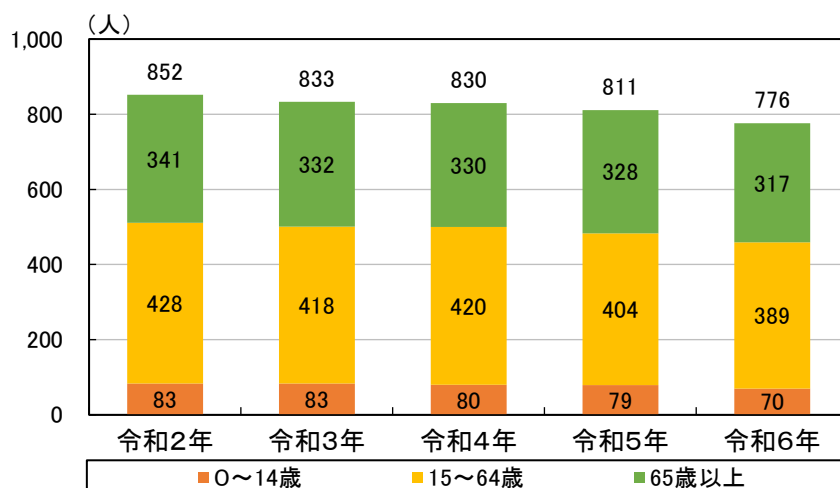
① 年齢3区分別人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、本村の総人口も減少が続いており、令和6年では776人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、いずれの年齢区分においても減少傾向にあり、令和2年と比較すると令和6年は0～14歳人口（年少人口）は13人減、15～64歳人口（生産年齢人口）は39人減、65歳以上人口（老年人口）は24人減となっています。

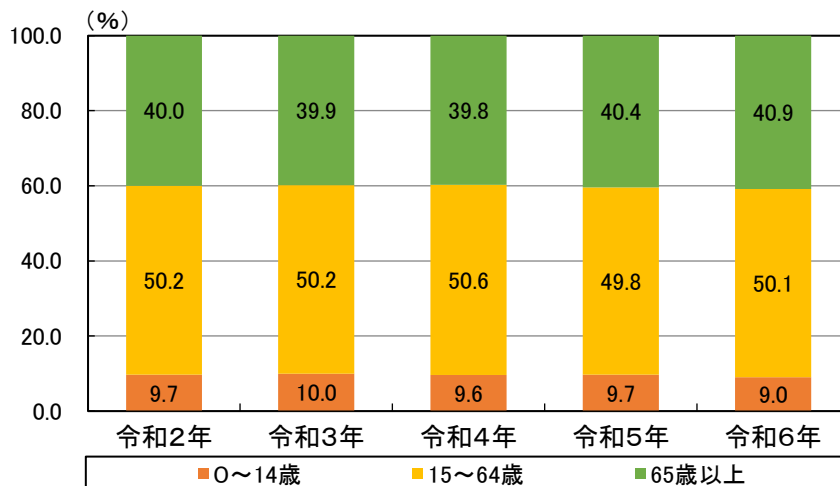
また、年齢3区分別人口割合の推移をみると現状維持の傾向にあるものの、令和2年と比較すると令和6年は0～14歳人口は0.7ポイント減、15～64歳人口は0.1ポイント減、一方で65歳以上人口0.9ポイント増と、少子高齢化の進行が窺えます。

■総人口と年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分人口割合の推移

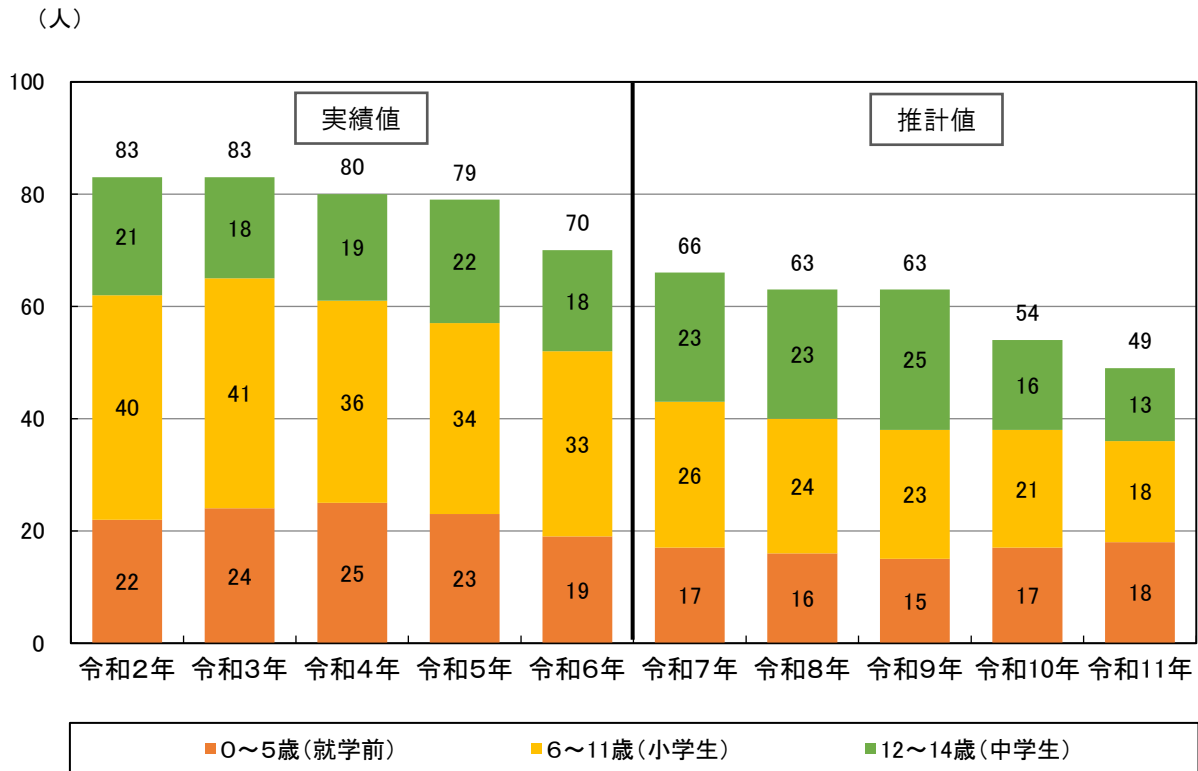


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 年少年齢3区分別人口の推移と推計

年少年齢（0～14 歳）3区分別人口の推移をみると、年齢区分によって若干の増減はあるものの全体では減少傾向が続き、令和2年と比較すると令和6年は全体で13人減となっています。

また、今後の推計をみると、減少傾向はさらなる加速が予測されており、令和11年の年少人口（0～14 歳）は49人にまで減ることが見込まれます。令和2年の実績値と比較して令和11年の推計値は34人減となる予測です。

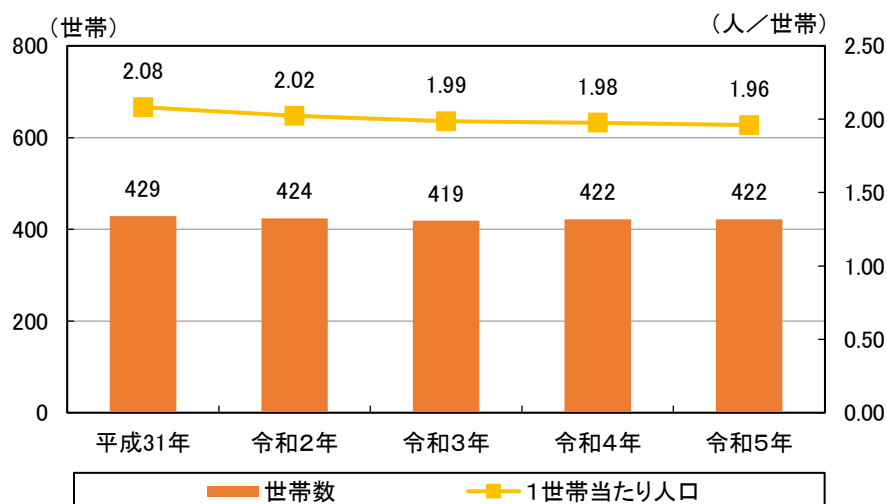


資料:住民基本台帳(各年4月1日)、令和7年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 世帯の動向

① 一般世帯数の推移

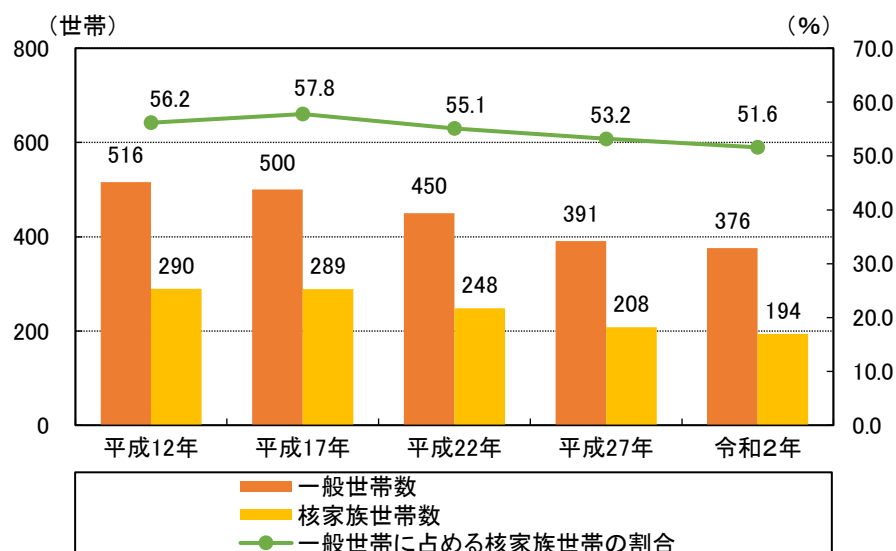
一般世帯数の推移をみると、令和3年の419世帯からわずかに増加し、令和5年で422世帯となっています。しかしながら、人口の減少とあいまって1世帯当たり人口は年々減少し、令和5年には1世帯当たり1.96人となっています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日)

② 核家族世帯の推移

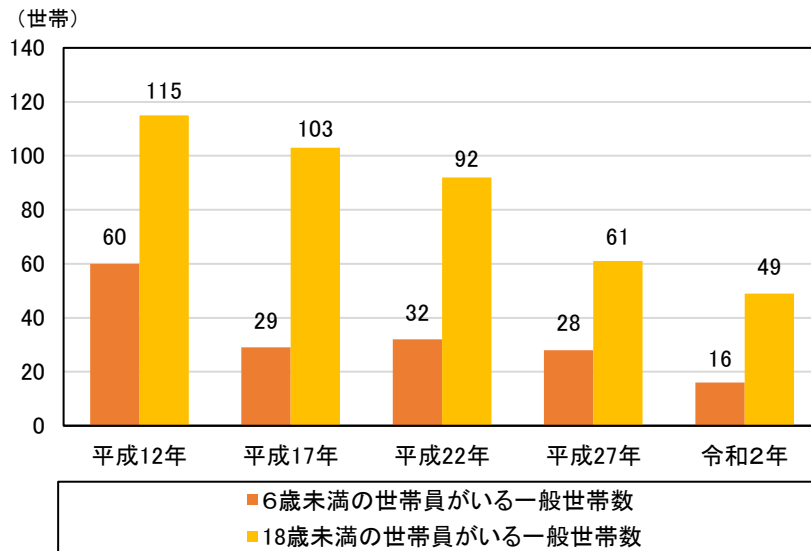
核家族世帯の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年では194世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成17年以降低下傾向にあり、令和2年では51.6%となっています。



資料:国勢調査

③ 子どもがいる世帯の推移

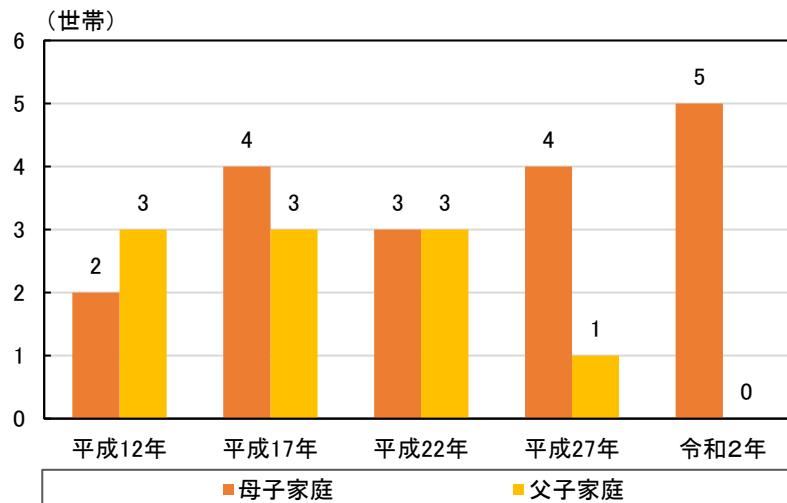
6歳未満および18歳未満の子どもがいる世帯をみると、減少しながら推移しており、令和2年では6歳未満の世帯員がいる世帯が16世帯、18歳未満の世帯員がいる世帯が49世帯となっています。



資料: 国勢調査

④ 母子・父子家庭の推移

母子・父子家庭の推移をみると、増減しながら推移しており、令和2年では母子家庭が5世帯、父子家庭が0世帯となっています。

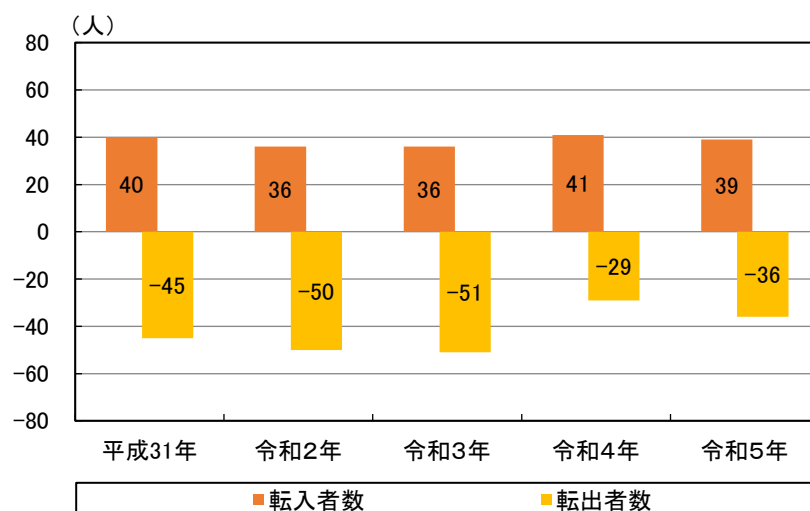


資料: 国勢調査

(3) 人口動態の動向

① 社会動態の推移

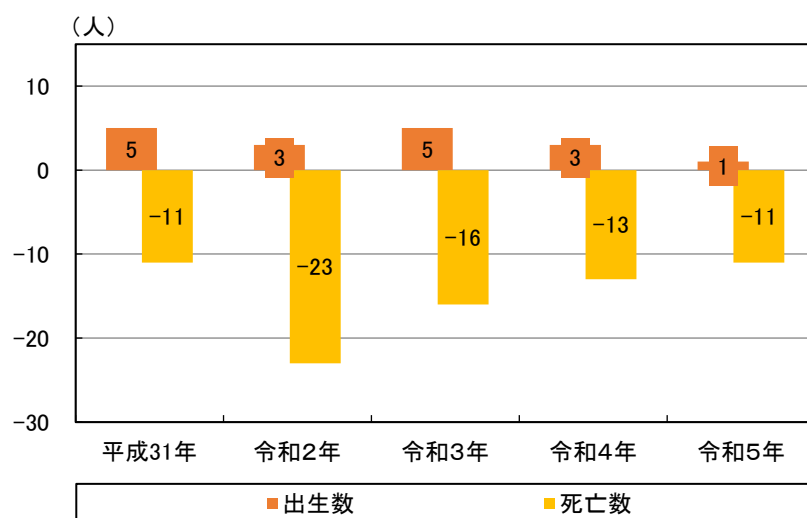
転入者数、転出者数の推移をみると、ともに増減を繰り返しながら推移していますが、令和4年以降は転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。



資料：人口動態調査（各年1月1日から12月31日までの間の社会動態）

② 自然動態の推移

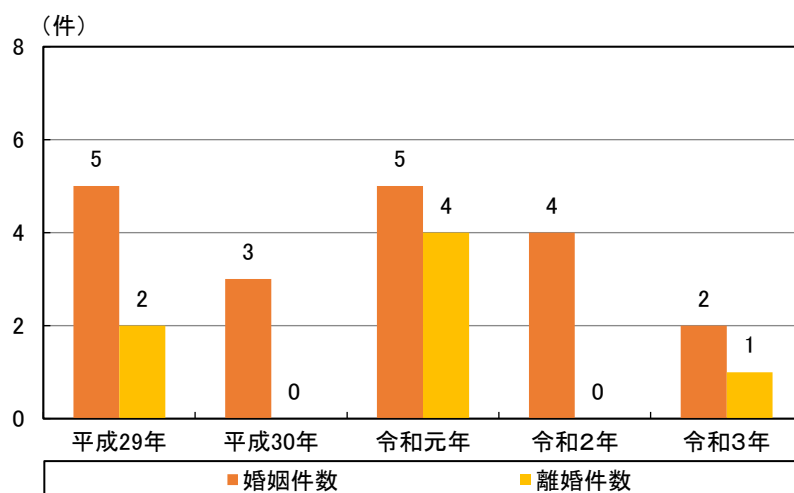
出生者数、死亡者数の推移をみると、ともに増減を繰り返しながら推移していますが、死亡者数が出生者数を上回る自然減となっています。



資料：人口動態調査（各年1月1日から12月31日までの間の自然動態）

③ 婚姻、離婚の状況

婚姻件数、離婚件数の推移をみると、ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和3年には婚姻件数が2件、離婚件数が1件となっています。



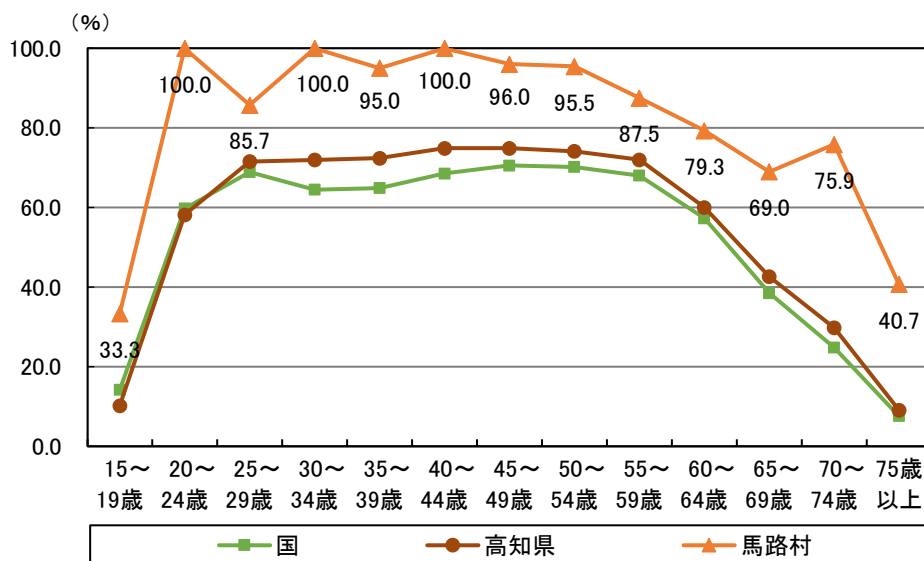
資料: 人口動態調査(各年1月1日から12月31日までの間の人口動態)

(4) 女性の就業状況

女性の年齢階級別就業率について国、高知県と比較すると、全年齢階級で本村が上回っており、20～24 歳、30～34 歳、40～44 歳では 100.0%となっています。

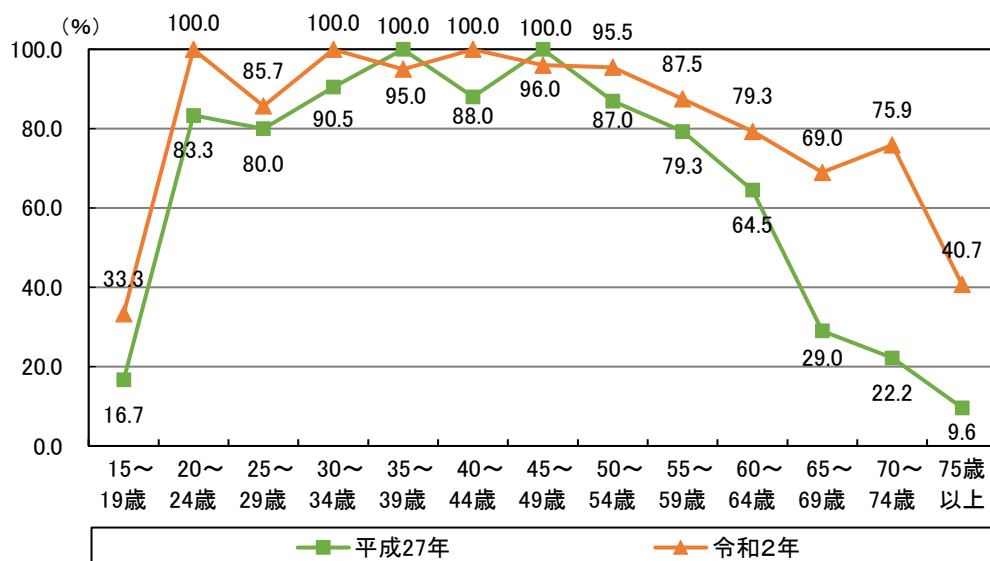
また、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、65～69 歳において 40 ポイント増、70～74 歳において 53.7 ポイント増、75 歳以上において 31.1 ポイント増と大幅に上昇しています。

■女性の年齢階級別就業率の比較(国-高知県-馬路村)



資料:国勢調査(令和2年)

■女性の年齢階級別就業率の経年比較(平成27年-令和2年)



資料:国勢調査(令和2年)

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の利用状況

本村の保育所の設置状況等は、認可保育所が2施設、定員数40人、入所数15人となっており、待機児童は発生していません。

■認可保育所の定員数と入所児童数状況の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
馬路村	定員数	75	75	75	40	40
	入所児童数	24	18	23	18	15
馬路 保育所	定員数	45	45	45	30	30
	入所児童数	22	16	20	17	15
魚梁瀬 保育所	定員数	30	30	30	10	10
	入所児童数	2	2	3	1	—

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

■保育所入所状況の推移(年齢別)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1歳児	児童総数	3	2	5	2	1
	入所児童数	3	2	5	2	1
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2歳児	児童総数	6	4	4	3	2
	入所児童数	6	4	4	3	2
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳児	児童総数	3	3	4	4	4
	入所児童数	3	3	4	4	4
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4歳児	児童総数	7	6	4	5	4
	入所児童数	7	6	4	5	4
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5歳児	児童総数	5	3	6	4	4
	入所児童数	5	3	6	4	4
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

(2) 学校教育の状況

本村には、馬路及び、魚梁瀬地区にそれぞれ小学校、中学校が設置されています。在籍する児童生徒数は小学校・中学校ともに減少傾向で推移しています。

■小学校の児童数の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
馬路村	学級数	7(2)	7(2)	7(1)	6	5(1)
	児童数	40	41	37	34	33
馬路小学校	学級数	4(1)	4(1)	4	4	4(1)
	児童数	30	33	29	29	30
魚梁瀬小学校	学級数	3(1)	3(1)	3(1)	2	1
	児童数	10	8	8	5	3

() 書きは特別支援学級の外数

資料:教育委員会(各年4月1日現在)

■中学校の生徒数の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
馬路村	学級数	5	4(1)	4(2)	4(2)	5(2)
	生徒数	20	19	19	21	17
馬路中学校	学級数	3	2	2(1)	2(1)	3(1)
	生徒数	16	12	13	12	12
魚梁瀬中学校	学級数	2	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	生徒数	4	7	6	9	5

() 書きは特別支援学級の外数

資料:教育委員会(各年4月1日現在)

■小・中学校の児童生徒数の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	馬路	30	33	29	29	30
	魚梁瀬	10	8	8	5	3
	小 計	40	41	37	34	33
中学校	馬路	16	12	13	12	12
	魚梁瀬	4	7	6	9	5
	小 計	20	19	19	21	17
児童生徒数合計		60	60	56	55	50

資料:教育委員会(各年4月1日現在)

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定資料として、本村の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査は令和6年6月20日～令和6年6月28日の日程で実施し、就学前の子どもを持つ保護者は郵送及び保育所を通じて配布・回収、小学生の子どもを持つ保護者は小学校を通じて配布・回収を行いました。また、各調査の配布数・回収数・回収率は以下の通りです。

調査対象	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	20 件	18 件	90.0%
②小学生の保護者	33 件	28 件	84.8%
計	55 件	46 件	83.6%

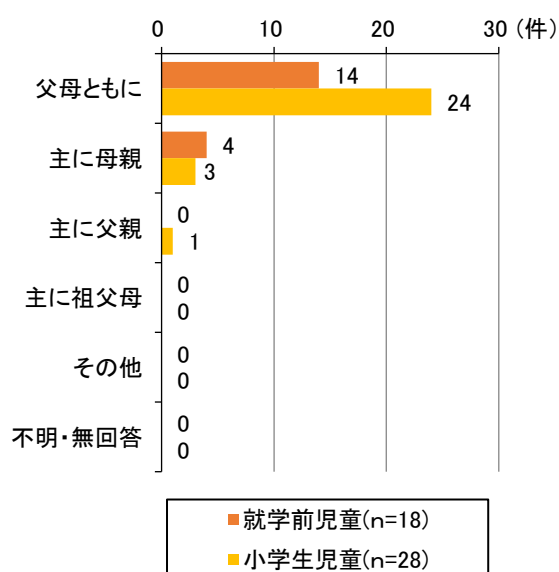
■ グラフについての留意点

回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 主なニーズ調査結果の抜粋

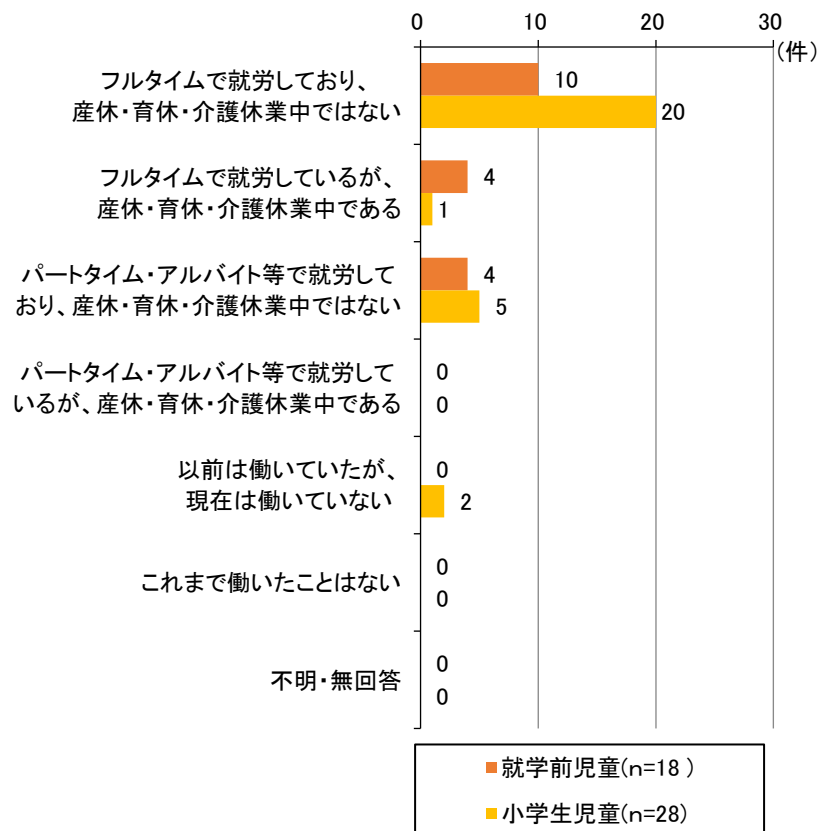
① 子育て（教育を含む）を主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている人については、就学前・小学生保護者いずれも「父母ともに」が最も多くなっています。



② 母親の就労状況について（就学前・小学生）

母親の就労状況については、就学前・小学生保護者いずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。「パートタイム・アルバイト等」を含めると、母親の9割以上が就労している状況です。

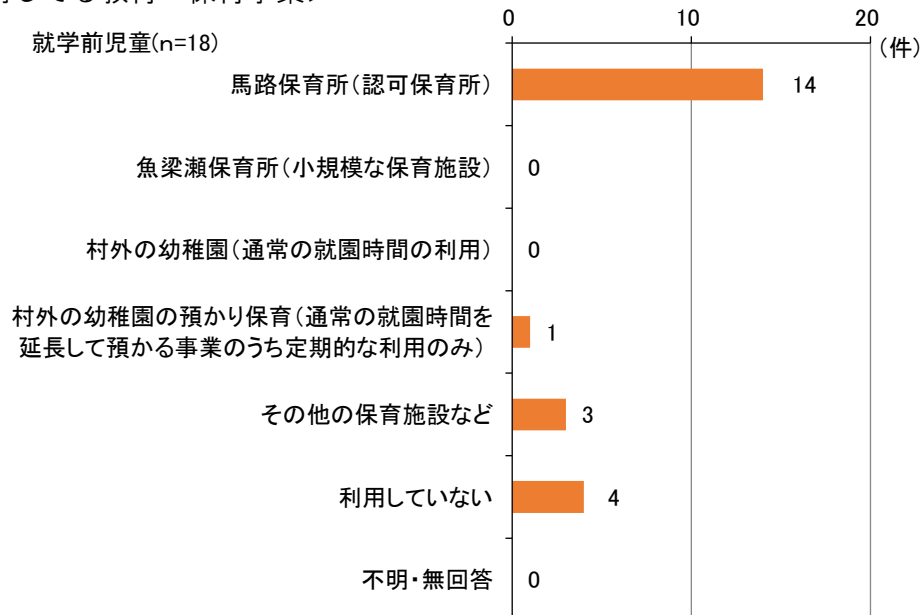


③ 教育・保育事業の利用について（就学前）

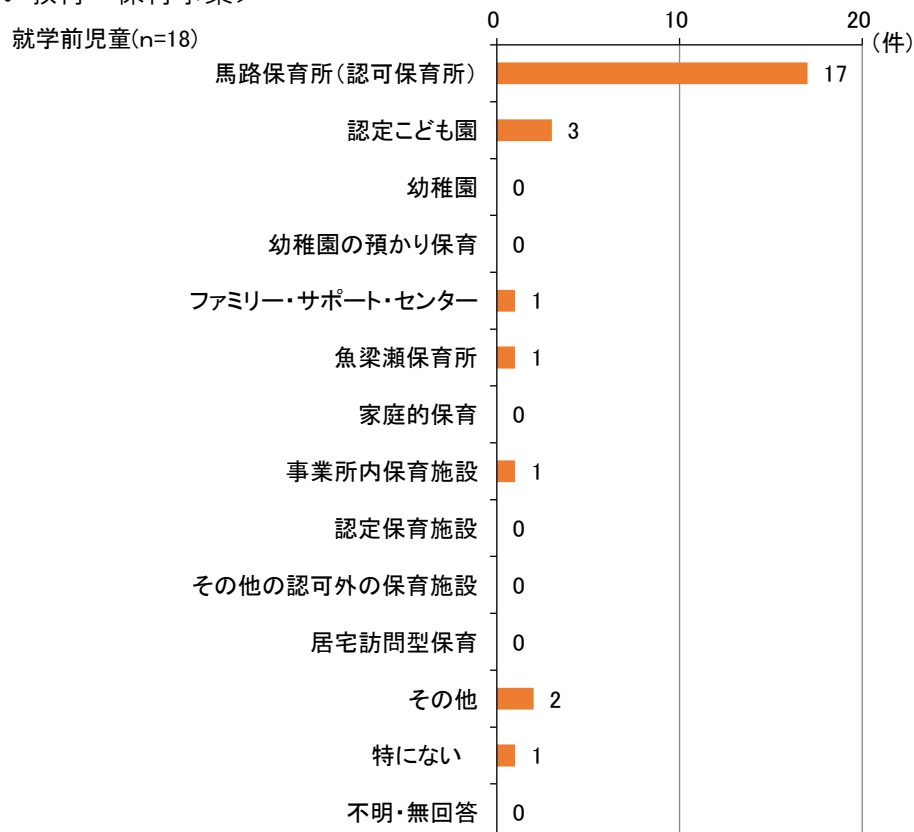
現在、定期的に利用している教育・保育事業では、「馬路保育所（認可保育所）」が 14 件、「利用していない」が 4 件、「その他の保育施設など」が 3 件、「村外の幼稚園の預かり保育」1 件となっています。

今後、定期的に利用したい教育・保育事業では、「馬路保育所（認可保育所）」が 17 件、「認定こども園」が 3 件、「その他」が 2 件、「ファミリー・サポート・センター」「魚梁瀬保育所」「事業所内保育施設」「特にない」が 1 件の回答がありました。

<現在利用してる教育・保育事業>



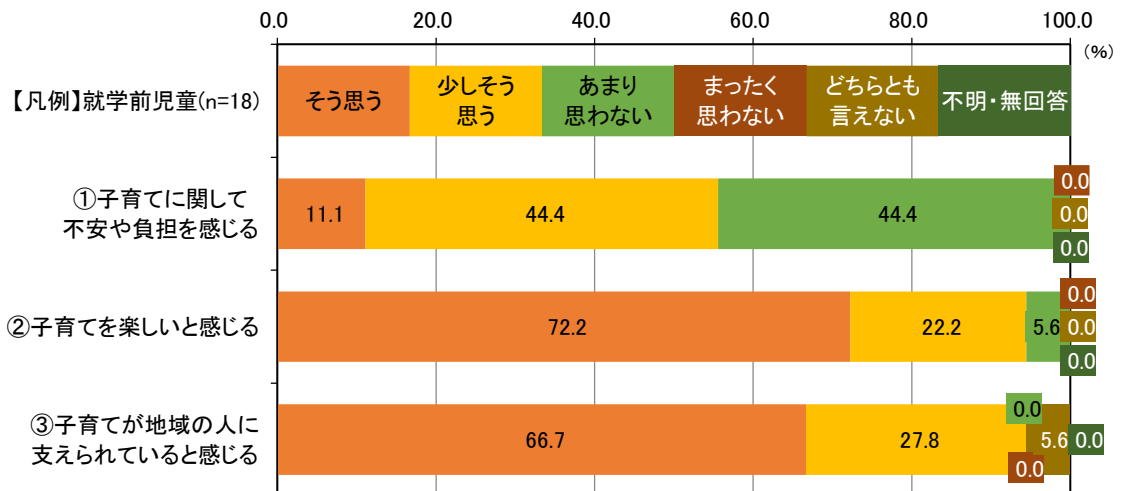
<今後利用したい教育・保育事業>



④ 子育てに関する意識について（就学前・小学生）

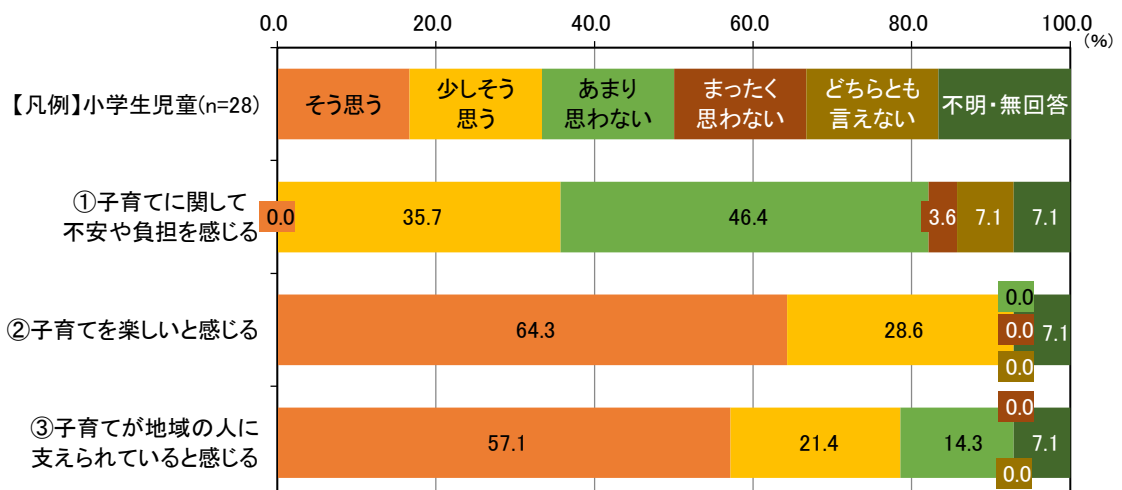
就学前の保護者では、「①子育てに関して不安や負担を感じる」との回答が約5割となっていますが、「②子育てを楽しんでいると感じる」「③子育てが地域の人に支えられていると感じる」との回答は9割以上となっています。子育てに対しては不安や負担を感じながらも、地域の人や周囲からの支えを実感しながら子育てができている状況が伺えます。

<子育てに関する意識について>（就学前）



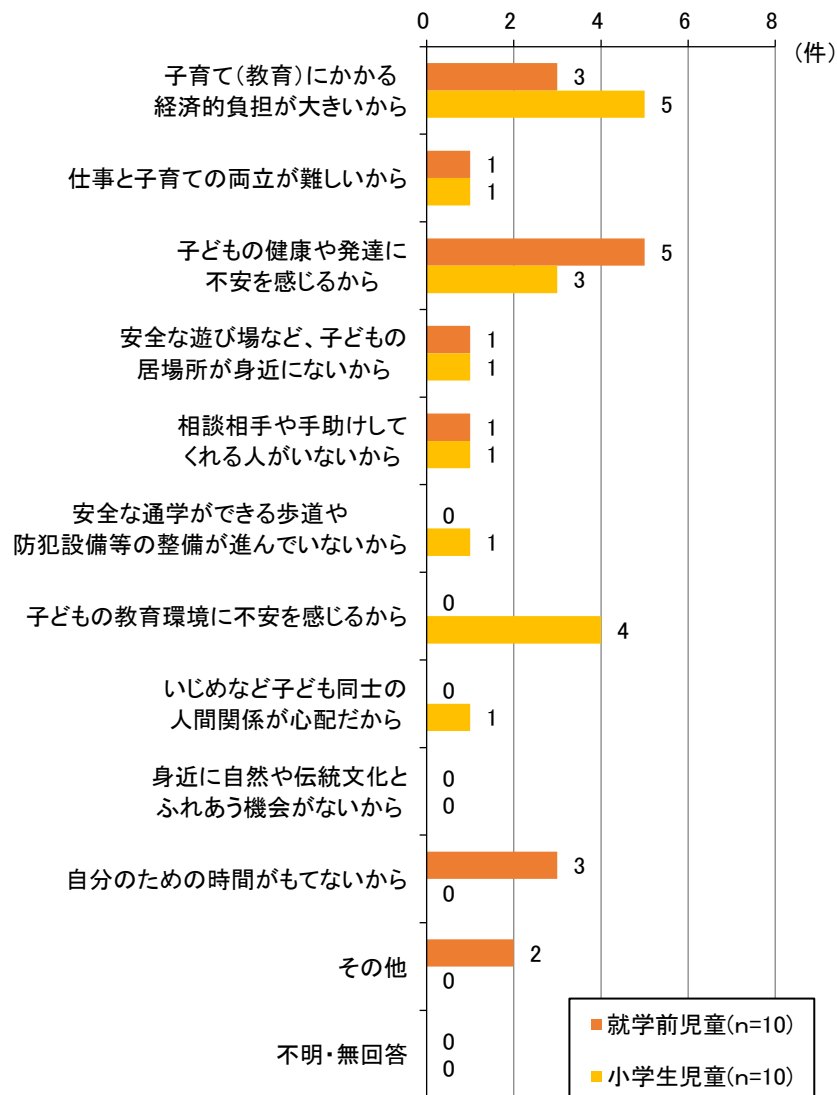
小学生の保護者では、「①子育てに関して不安や負担を感じる」との回答が約3割となっており、就学前と比較すると低くなっています。また、「②子育てを楽しんでいると感じる」「③子育てが地域の人に支えられていると感じる」も8割以上の回答がありました。

<子育てに関する意識について>（小学生）



⑤ 子育てに関して不安や負担を感じる理由について（就学前・小学生）

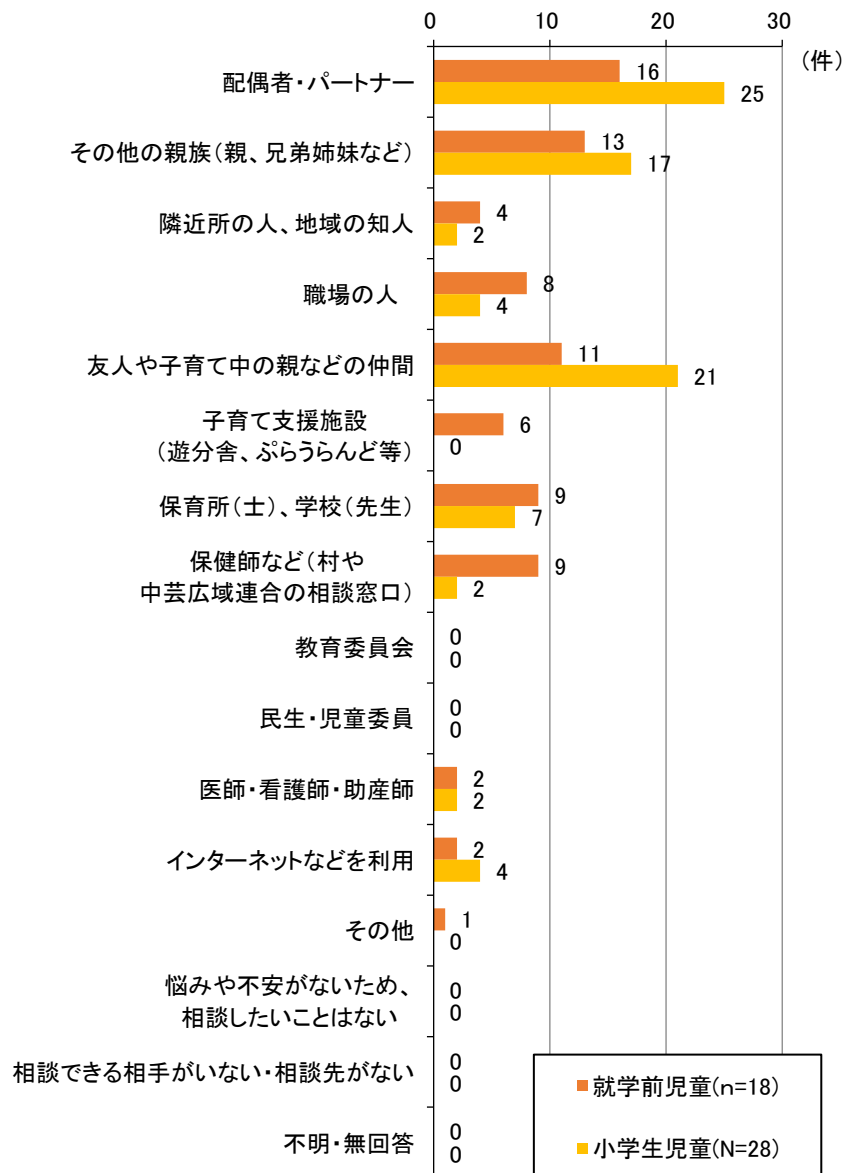
子育ての不安や負担を感じる理由では、就学前では「子どもの健康や発達に不安を感じるから」「自分のための時間がもてないから」「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」が上位となっており、小学生では「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」「子どもの健康や発達に不安を感じるから」「子どもの教育環境に不安を感じるから」が上位となっています。



⑥ 子育てに関する悩みの相談先について（就学前・小学生）

子育てに関する悩みの相談先について、就学前・小学生ともに「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」「友人や子育て中の親などの仲間」が上位となっています。

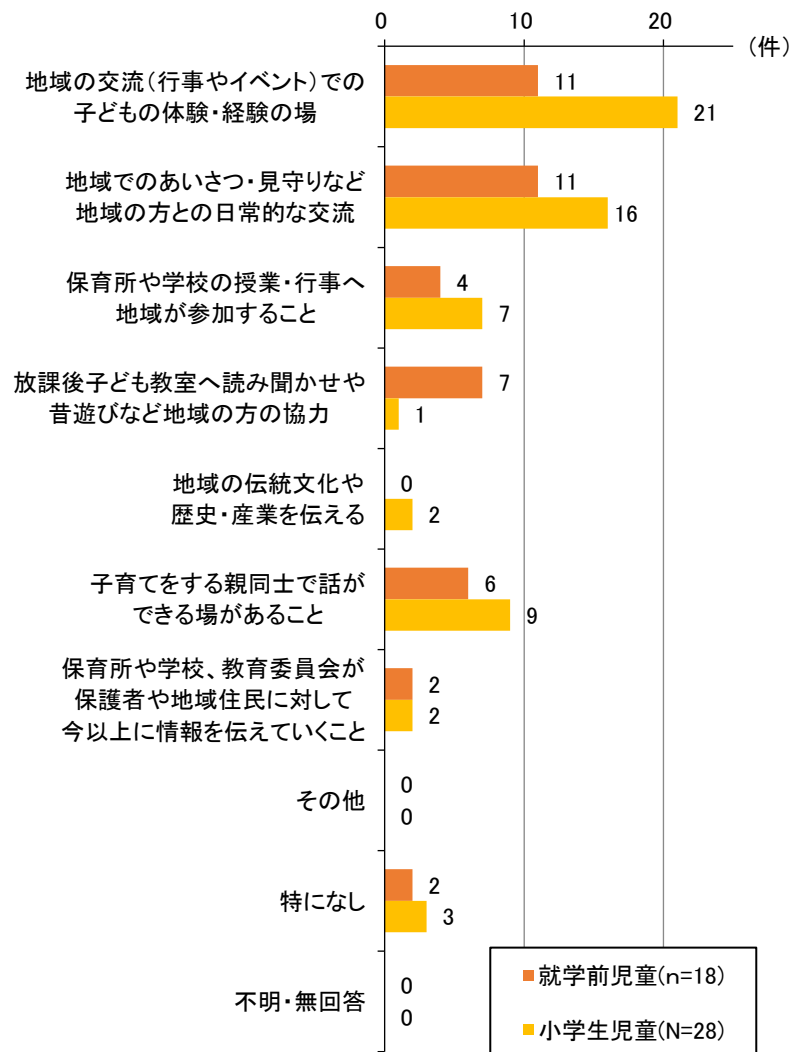
配偶者や親族に加え、友人や子育て中の親などの近しい関係にある人が、身近な相談先として機能していることが伺えます。



⑦ 子育てを地域で支えていくために必要なこと（就学前・小学生）

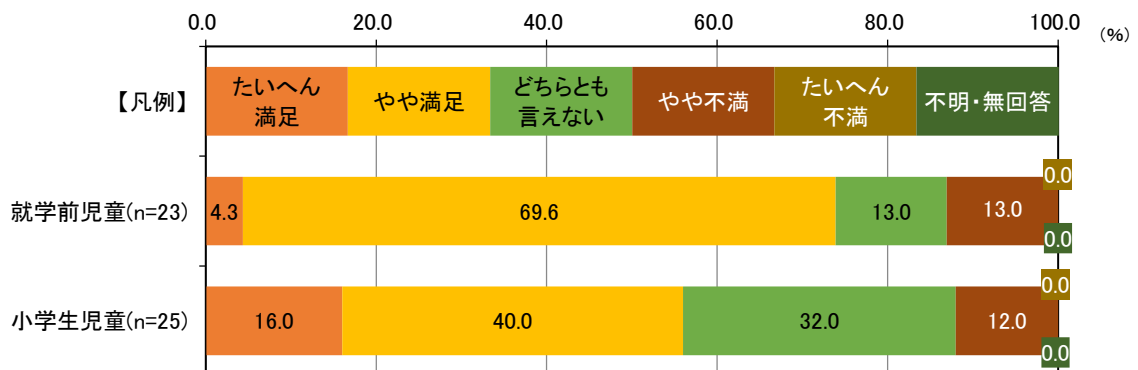
子育てを地域で支えていくために必要なことでは、就学前・小学生ともに「地域の交流（行事やイベント）での子どもの体験・経験の場」「地域でのあいさつ・見守りなど地域の方との日常的な交流」が高くなっています。

日頃から地域との交流機会を持ち、地域の中で顔の見える関係性を築いていくことが、地域が担う子育て支援の役割として求められていることが伺えます。



⑧ 子育て環境や支援への満足度について（就学前・小学生）

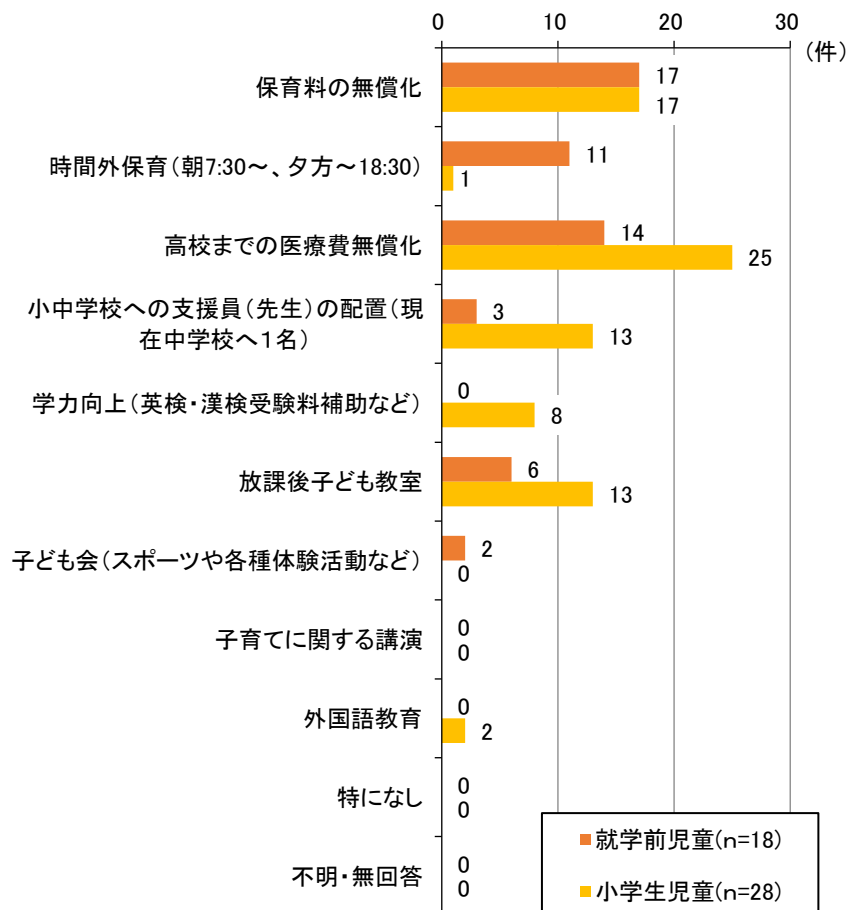
地域の子育て環境や支援への満足度では、就学前では「満足（たいへん満足＋やや満足）」が約7割、小学生では約5割となっています。不満に関する内訳では、就学前・小学生ともに、通学・通院などに関する移動に関する意見が出ています。



⑨ 今後も継続して取り組む必要がある子育て支援等について（就学前・小学生）

今後も継続して取り組む必要がある子育て支援等では、就学前では「保育料の無償化」小学生では「高校までの医療費無償化」が高くなっています。その他では、就学前では「高校までの医療費無償化」「時間外保育（朝 7:30～、夕方～18:30）」、小学生では「小中学校への支援員（先生）の配置」「放課後子ども教室」がそれぞれ高くなっています。

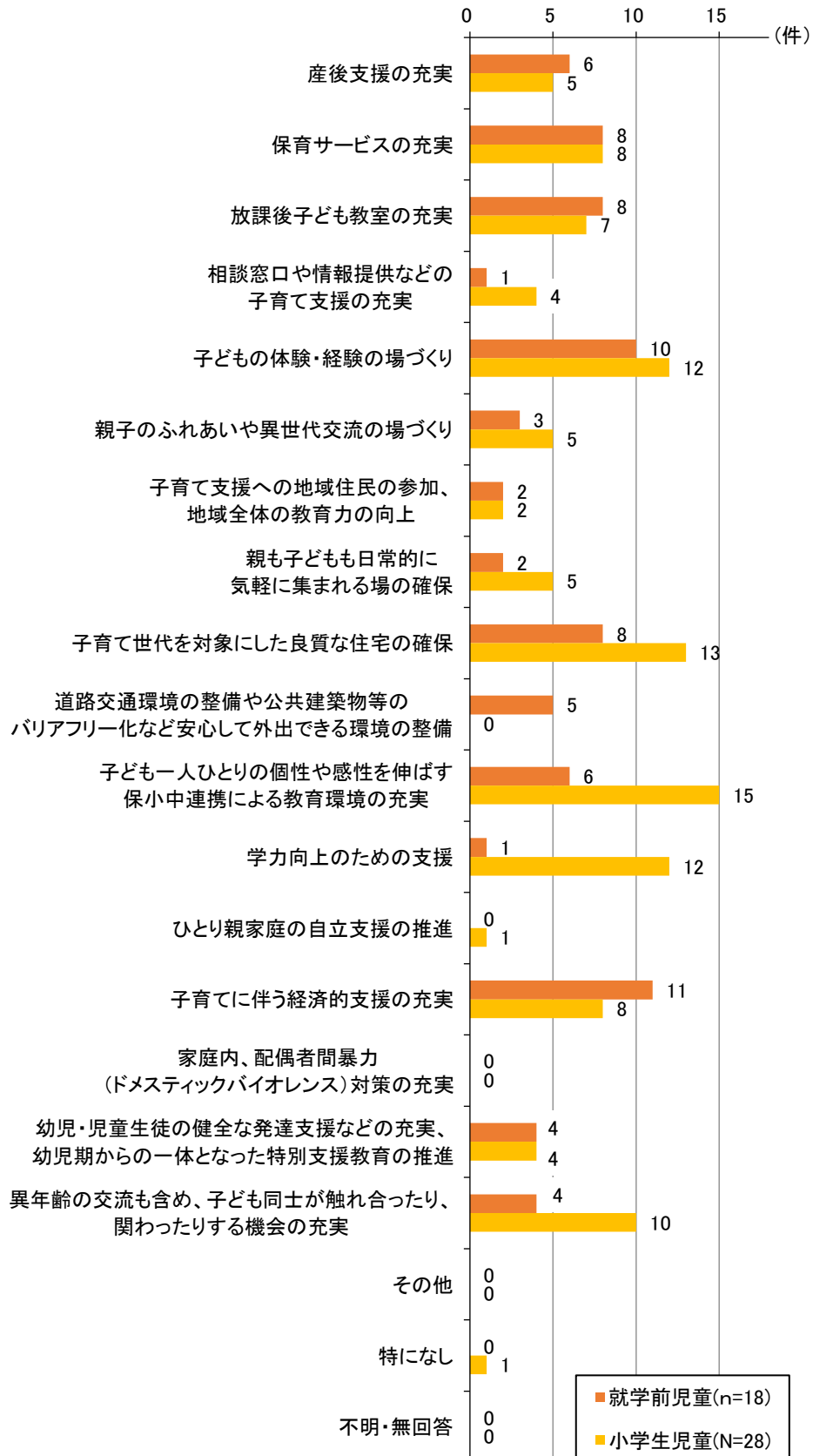
今後も家庭状況や子どもの年齢等に応じた支援を継続することで、安心して子育てできる環境整備につなげることが重要だと言えます。



⑩ 村が重点的に取り組む必要が高い施策について（就学前・小学生）

村が重点的に取り組む必要が高い施策については、就学前では「子どもの体験・経験の場づくり」、小学生では「子ども一人ひとりの個性や感性を伸ばす保小中連携による教育環境の充実」「子どもの体験・経験の場づくり」「学力向上のための支援」が高くなっています。

子どもの健やかな成長と発達を促す様々な体験・経験の場所の提供や子育て・教育・福祉等が連携した一貫した教育支援などへのニーズの高さが伺えます。



4 計画策定に向けた課題まとめ

ポイント 1

子育て環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

村の出生数は年間1～5人で推移しています。村の宝であり次代を担う子どものことを第一に考え、今後も安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

アンケート調査では、本村の母親の就労割合は9割を超えています。今日の女性の社会参加の推進による共働き世帯の増加に伴い、地域全体で子育てに関わるつながりづくりが望まれています。また、人々の生き方が多様化しているなか、子育て世帯の多様なニーズに対応した子育て家庭を支える環境づくりが求められています。

ポイント 2

子育てへの不安や負担感を軽減する取組の拡充

少子化や核家族化の進行に加え、経済事情から子育てへの不安や負担、孤立感を抱く保護者も少なくありません。地域の福祉資源を活用し、地域との交流や保護者同士の交流の促進により、安心して子育てを楽しめる支援が必要です。各種支援制度の周知を図るとともに、地域における様々な子育て支援を充実させ、安心して妊娠・出産ができ、子どもの成長を喜び楽しく子育てできるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要です。

ポイント 3

地域全体で子育てを支える体制づくり

村の全ての子どもたちが健やかに、安心して教育・保育を受けることができ、保護者も子育ての喜びを感じることができる地域社会の実現が求められています。

安全で安心して子育てができる環境の整備とともに、地域社会全体で子どもの安全を見守り、はぐくむ体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村が平成27年に策定した第1期計画より、『赤ちゃんの元気な泣き声が響き、子どもたちの元気な遊び声と学ぶ姿、人々が生き生きと働く姿、お年寄りの笑い声が絶えない自立した幸せな村づくり』を基本理念とし、取り組んできました。

これは、本村で生まれ育つ子どもたちはもちろん、子どもたちと関わり、村で生活を営む大人やお年寄りまで、誰もが幸せを実感できる村づくりを目指して掲げられた理念です。その実現には、子育て・保育サービスのさらなる充実に努めるとともに、村の将来を担う村の宝である子どもたち一人ひとりが輝くような施策の展開に継続的に取り組んでいく必要があります。また、（子どもを育てる）家族だけで子育てを完結するのではなく、地域で子どもを育む環境づくりに取り組む必要があります。

本計画においても、第1期計画から続く基本理念を踏襲し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく安心して子育てできる村づくりを推進していきます。

赤ちゃんや子どもたちの元気な声が響き、
人々が笑い、学び、生き生きと暮らす地域で、
ともに心豊かな子どもを育む村づくり



2 基本目標

① すべての子どもと家庭への支援



子育て世帯が安心して暮らしていける生活環境を確保するため、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けて、保育サービスの充実を図るなど、家庭・職場・地域でさまざまな子育て支援策を推進していきます。

② 地域全体による子育て支援



将来を担う子どもの育成は、地域の発展にとって最も重要な課題です。子育てを地域づくりの核と捉え、地域全体で子どもを育てていこうという意識の醸成を図り、すべての地域住民が一体となった子育てを目指します。

③ 子どもの心の豊かさ、たくましさを育む



本村の自然や文化、歴史など様々な地域資源を生かした教育を推進するとともに、世代間交流、子ども会活動等の充実を図ることで、子どもが心豊かに、たくましく育つよう支援していきます。

3 施策体系

基本理念

赤ちゃんや子どもたちの元気な声が響き、人々が笑い、学び、
生き生きと暮らす地域で、ともに心豊かな子どもを育む村づくり

基本目標

基本施策

具 体 的 施 策

1

すべての子どもと
家庭への支援

(1)
親子の健康の確保
及び増進

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ③ 小児保健医療体制の充実

(2)
職業生活と家庭生活と
の両立の推進等

- ① 子育て世帯がともに働きやすい職場環境の整備
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ③ 若者の経済的・社会的自立への支援

(3)
きめ細かな取組の
推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援
- ③ 障がい児施策の充実

2

地域全体による
子育て支援

(1)
子育て支援・
サービスの充実

- ① 子育て支援事業の充実
- ② 保育サービスの充実

(2)
地域における子育て
支援体制の整備

- ① 保護者の子育て力向上の支援
- ② 地域の子育て支援ネットワーク構築
- ③ 子どもが安心して暮らせる環境づくり

3

子どもの心の
豊かさたくま
しさを育む

(1)
子どもの成長を支
える教育・保育の
提供

- ① 就学前教育・保育の充実
- ② 教育環境の充実

第4章 教育・保育の充実

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。

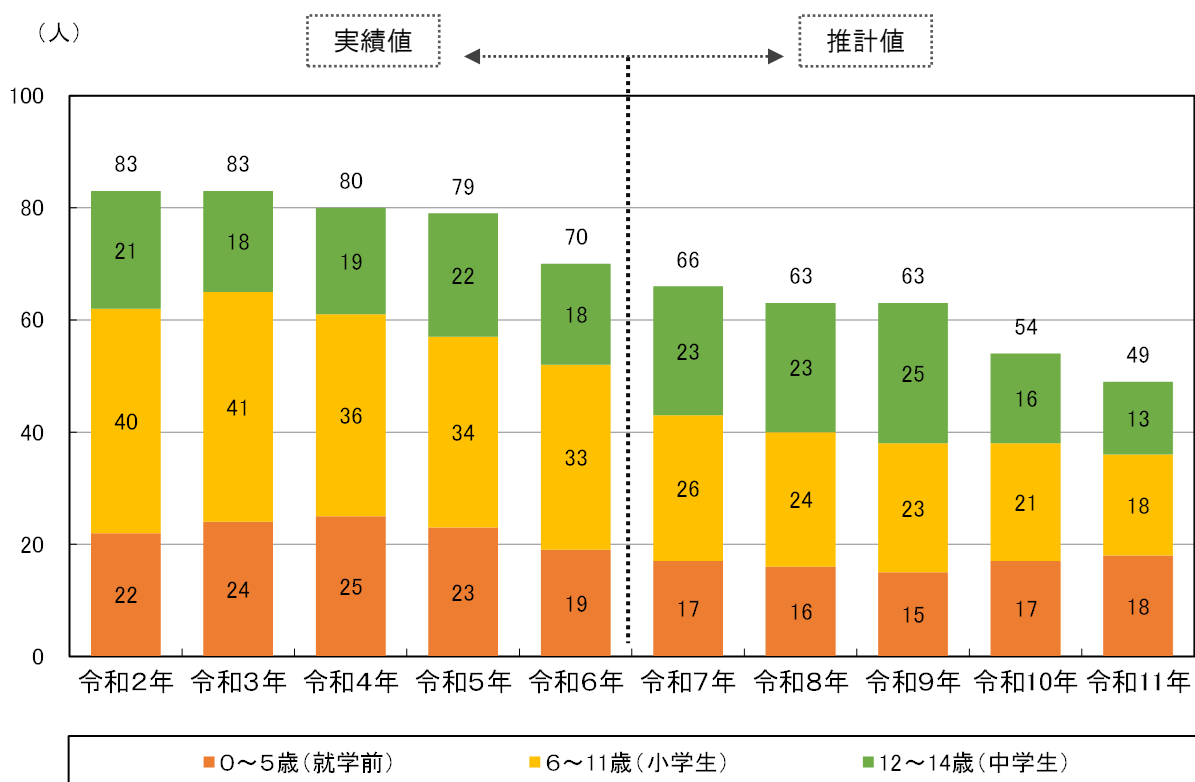
教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本村においては、効率的な資源の活用を可能とし、村内のニーズを柔軟に吸収できるよう、第2期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を1圏域（全村）とします。

2 計画期間中の子どもの人口推計

計画期間中の子ども人口については、令和2年の83人から令和11年には49人へと、緩やかに減少する見込みです。実績値は、各年4月1日時点の住民基本台帳人口を記載しています。推計値は、この実績値を基に、コーホート変化率法を用いて算出したものです。

内訳をみると就学前の子ども（0～5歳）、小学生（6～11歳）については減少傾向にあり、中学生（12～14歳）については、増減を繰り返し、各年16人前後で推移する見込みです。



	実績					推計		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
子ども人口	83	83	80	79	70	66	63	63
就学前（0～5歳）	22	24	25	23	19	17	16	15
0歳	2	5	2	2	3	2	2	2
1・2歳	5	7	9	7	4	5	7	6
3～5歳	15	12	14	14	12	10	7	7
小学生（6～11歳）	40	41	36	34	33	26	24	23
中学生（12～14歳）	21	18	19	22	18	23	23	25

3 幼児期の教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 保育の必要性の認定区分と利用施設

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3～5歳	あり ※教育を希望	
		あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育

現状

本村には、認可保育所が1か所（馬路保育所）、小規模保育所が1か所（魚梁瀬保育所）あります。

※魚梁瀬保育所は令和6年度は休所中。

■ 村内の施設状況

（令和6年4月1日現在）

区分		実施か所	利用定員
認可保育所	公立	1か所	30人
小規模保育所	公立	1か所	10人

確保の方針

本村では、児童数の減少とともに、量の見込みも減少傾向にあります。

認可保育所の定員数は令和6年度時点で、馬路保育所30人の利用定員となっており、各年度の量の見込みに対応することが可能となっています。

また、今後ニーズに変化があった場合は、安全で安心な保育提供を行う体制を整備したうえで、柔軟に子どもを受け入れることに努めます。

■各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

(単位：人)

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1号認定	量の見込み①		0	0	0	0	0
	確保方策	施設給付型	0	0	0	0	0
		地域型給付	0	0	0	0	0
		地方単独事業	0	0	0	0	0
		合計②	0	0	0	0	0
	達成状況(②-①)		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み①	教育希望	1	1	1	1	1
		保育	10	7	7	10	10
	確保方策	施設給付型	17	17	17	17	17
		地域型給付	5	5	5	5	5
		地方単独事業	0	0	0	0	0
		合計②	22	22	22	22	22
	達成状況(②-①)		11	14	14	11	11
3号認定(2歳)	量の見込み①		1	4	3	3	3
	確保方策	施設給付型	5	5	5	5	5
		地域型給付	3	3	3	3	3
		地方単独事業	0	0	0	0	0
		合計②	8	8	8	8	8
	達成状況(②-①)		7	4	5	5	5
3号認定(1歳)	量の見込み①		3	2	2	2	2
	確保方策	施設給付型	4	4	4	4	4
		地域型給付	2	2	2	2	2
		地方単独事業	0	0	0	0	0
		合計②	6	6	6	6	6
	達成状況(②-①)		3	4	4	4	4
3号認定(0歳)	量の見込み①		2	2	2	2	2
	確保方策	施設給付型	4	4	4	4	4
		地域型給付	0	0	0	0	0
		地方単独事業	0	0	0	0	0
		合計②	4	4	4	4	4
	達成状況(②-①)		2	2	2	2	2

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

本村は、健康福祉課・中芸広域連合等が中心となり、国の定める地域子ども・子育て支援事業、または同等のサービスを展開してきました。

本計画においても、今後も保護者のニーズに応えるべく、国の定める事業の実施を検討するとともに、その事業と同等のサービスの提供についても検討します。

なお、見込み量の算定にあたっては、国による「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき、年齢毎の推計人口や各事業の利用状況等を踏まえて算出しています。

事業 区分	事業名	馬路村で該当する事業
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	利用者支援事業	馬路村子育て世代包括支援センター
	地域子育て支援拠点事業	未実施（独自事業「子育てひろば」）
	妊婦健診事業	中芸広域連合にて実施
	乳児家庭全戸訪問事業	中芸広域連合にて実施
	養育支援訪問事業	中芸広域連合と連携して実施
	子育て短期支援事業	未実施
	ファミリー・サポート・センター事業	未実施（独自事業：「おたすけママクラブ（社会福祉協議会）」）
	一時預かり事業	余裕活用型により実施
	時間外保育事業（延長保育事業）	未実施
	病児・病後児保育事業	未実施
	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	未実施（独自事業：「放課後子ども教室」）
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	馬路村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
	多様な主体の参加を促進するための事業	健康福祉課にて実施
	子育て世帯訪問支援事業（新規）	未実施
	親子関係形成支援事業（新規）	未実施
	児童育成支援拠点事業（新規）	未実施
	妊婦等包括相談支援事業（新規）	中芸広域連合と連携して実施
	産後ケア事業（新規）	中芸広域連合にて実施
	乳児等通園支援事業（新規） （こども誰でも通園制度）	未実施

(1) 利用者支援事業

概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園等）や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉機能の連携を深めた虐待への予防的な対応など個々の家庭に応じた支援を実施する「こども家庭センター型」（令和5年度まで母子保健型）があります。

内容

● 1 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

● 2 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

現状

健康福祉課・教育委員会・中芸広域連合等で随時、子育てに関する相談に応じ必要な情報提供を行っています。健康診査等（乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）の母子保健事業は中芸広域連合で実施しており、健康診査受診時や訪問・来所にて保健師や栄養士等が相談に応じています。学校・保育所・子育て支援事業等の情報提供や利用についての調整を行い、内容によっては、専門機関等と役割分担をしながら、必要な支援を行っています。

確保方策

令和2年度から役場庁内に母子コーディネーター（保健師）を配置し、「子育て世代包括支援センター」を開設しています。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対し、切れ目のない支援を提供します。また、中芸広域連合等の関係機関と連携し、情報提供、相談等の必要な支援を行います。

なお、令和8年度からは中芸広域連合版の「こども家庭センター」を設置する予定です。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	②合計	1	1	1	1	1
(②-①)	箇所数	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

内 容

- 1 子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- 2 子育て等に関する相談、援助の実施
- 3 地域の子育て関連情報の提供
- 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

現 状

「子育てひろば」を核とし、妊婦や子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談や援助、地域の子育てに関する情報の提供、子育てに関する講習等の開催に取り組んでいます。

中芸広域連合では、地域子育て支援拠点として「遊分舎」を設置し、子育て教室の実施、交流の場の提供、交流促進及び子育てに関する相談を受けています。

確保方策

新たな拠点施設の整備は困難ではありますが、「その他」として地域子育て支援拠点事業以外の取組の位置づけとして、「子育てひろば」を継続して実施し、内容の充実を図ります。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用延回数／月	4	4	4	4	4
確保方策	地域子育て支援拠点事業	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	1	1
	②合計	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査

概 要

安全・安心な分娩や、出産に係る妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨する事業です。

内 容

母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦一般健康診査受診票(公費負担 14 回分)により、標準的な妊婦健康診査のスケジュールに示す検査等を実施します。

- 1 妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握
- 2 検査計測
- 3 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施

現 状

適切な妊婦健診を受診することができるよう、妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳とともに妊婦一般健康診査受診票(14 枚)を交付しています。高知県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。県外への里帰り妊婦については償還払い^{※1}で対応しています。

※1 償還払いとは、一旦費用の全額を立て替えて支払い、申請により後で規定の額を払い戻すこと。

確保方策

引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続して行います。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	受診延回数／年	30	30	30	30	30
②確保方策	受診延回数／年	30	30	30	30	30
(②-①)	受診延回数／年	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4ヵ月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

内 容

- 1 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか子育て支援に関する情報提供等の実施。
- 2 子どもの心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる援助。

現 状

新生児期から継続して、全ての家庭を訪問しています。

相談支援事業所等と連携し同伴訪問することで、他機関とも連携し、育児や子育てに関する様々な不安や悩みに寄り添い、伴走型の子育て支援を行います。

令和5年度から開始した「赤ちゃん用品支給事業」も併せて実施し、定期的な訪問の機会を確保します。

確保方策

引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続して行います。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	訪問実件数／年	2	2	2	2	2
②確保方策	訪問実件数／年	2	2	2	2	2
(②-①)	訪問実件数／年	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

内 容

- 1 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- 2 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- 3 若年の養育者に対する育児相談・栄養指導
- 4 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

現 状

養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、保護者の育児援助や相談支援を行い、問題解決や保護者の負担軽減に努めています。

確保方策

量は見込まれていませんが、ケース対応が必要な場合は、中芸広域連合との連携により、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等を派遣し実施します。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	訪問実件数／年	0	0	0	0	0
②確保方策	訪問実件数／年	0	0	0	0	0
(②-①)	訪問実件数／年	0	0	0	0	0

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性の強化及び地域ネットワーク関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげる事業です。

内 容

中芸広域連合要保護児童対策地域協議会では、中芸広域連合を調整機関として代表者会議を実施し、各町村における実務者会議及び個別ケース検討会議を設置し、関係機関の協力・連携による見守りの強化に努めています。

現 状

関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会における実務者会議、個別ケース検討会議を運営するほか、児童虐待への対応及び、未然防止に向けた児童に関する相談、指導、助言を行っています。

確保方策

要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携強化を図り、要保護児童への適切な対応に努めます。そのため、次の会議を開催します。

- (1) 代表者会議（年1回）
- (2) 実務者会議（必要に応じ随時）
- (3) 個別ケース検討会議（必要に応じ随時）

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

概 要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

内 容

● 1 ショートステイ

保護者の疾病・疲労など、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業。

● 2 トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもので、宿泊も可能な事業。

現 状

本村では、実施している施設、事業者はありません。

確保方策

ニーズ調査においても利用ニーズはありませんでしたが、必要に応じて児童養護施設との委託等について検討していきます。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保方策	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	施設箇所数	0	0	0	0	0
(②-①)	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の「援助を受けたい者」「援助を行いたい者」とが相互に援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

内 容

- 1 保育所、幼稚園の送り迎え
- 2 放課後児童クラブ登校前、終了後の預かり
- 3 保育所、幼稚園の登園前、帰宅後の預かり等

現 状

本村では現在実施していません。その代替支援策は以下のとおりです。

《事業名》

おたすけママクラブ

《内容》

通院や所用で困った時に気軽に子どもを預けたり、預かったりする事業で地域ぐるみで子育てを支援するものです。“子育てを助けてほしい方”と“子育てをお手伝いできる方”の相互援助の会員組織（有償ボランティア）を社会福祉協議会がコーディネートしています。

《対象者》

- ママ会員：村内在住で、概ね6か月から小学生以下の子どもをお持ちの方
- おたすけ会員：村内在住で子どもを預かってくださる方（事前研修あり）
- 両方会員：子育てをしながら他の子どもを預かったり、自分の子どもを預けたりすることもできる方

《申込先・費用等》

申込先：馬路村社会福祉協議会

利用料金：1日（9：00～17：00）利用 3,000 円／1 時間利用 500 円

確保方策

ファミリー・サポート・センターの整備は困難であるため、馬路村社会福祉協議会が実施する「おたすけママクラブ」、若しくは子育て中の保護者同士や地域の方々の協力によるインフォーマルサービス等の代替支援の充実を図ります。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保方策	利用延人数/年	0	0	0	0	0
(②-①)	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

概 要

原則、日中に家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

内 容

● 1 一般型

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業（現行事業の後継）

● 2 余裕活用型

保育所等で利用定員に達していない場合に、定員まで一時的に受け入れる事業

● 3 幼稚園型

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施（園外児の預かりも可）

● 4 訪問型

児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

① 預かり保育（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

幼稚園が設置されている場合、在園児の保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合などに一時的に保育を行います。

また、保護者の就労のために教育標準時間を超えた時間の保育も行います。

現 状

本村は幼稚園が未設置であるため、実施していません。

確保方策

現在のところニーズ量の見込みがないことから、今後の必要性に応じて検討することとします。

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	1号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	2号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保方策	利用延人数/年		0	0	0	0	0
	施設箇所数		0	0	0	0	0
(②-①)	利用延人数/年		0	0	0	0	0

② 一時保育

村内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで子どもの保育ができない時に一時的に保育所で預かる制度です。

現 状

本村では、定員に余裕がある場合のみ受け入れを行う、余裕活用型により対応しています。

確保方策

多様なニーズへの対応を図るため、保育所における一時預かり事業の定員まで一時的に受け入れることができる「余裕活用型」による実施を継続します。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保方策	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	施設箇所数	0	0	0	0	0
(②-①)	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

概 要

就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため、保育標準時間（11 時間）の利用時間の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

内 容

● 1 一般型

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行う事業。

● 2 訪問型

施設における少人数の延長保育ニーズ、過疎地域や障害者等に対応できる体制を充実させるため児童の居宅において実施する事業。

現 状

保育園の1日の保育時間は8時間（午前8時00分から午後4時00分）、土曜日は4時間（午前8時00分から正午）までとなっています。保護者の勤務状況により「早朝保育」を午前7時30分から午前8時00分まで行っています。

保護者の勤務体制、通勤時間等を考慮し、平常保育時間内での迎えが著しく困難であり、その他の者での対応も難しい児童には、午後4時00分から午後5時30分までの「居残り保育」を実施しています。また、「居残り保育」時間までに迎えに来られない特別な事情がある場合には「延長保育」を午後6時30分まで行っています。

確保方策

会計年度任用職員等の確保を図り、保育標準時間を午前7時30分から午後6時30分までの11時間とし、土曜日は午前7時30分から正午までの4時間30分とします。

保護者の勤務体制等により、延長保育が必要な児童が少人数の場合など、適宜1時間程度の延長保育の実施について検討します。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用実人数/年	0	0	0	0	0
②確保方策	利用実人数/年	0	0	0	0	0
	施設箇所数	0	0	0	0	0
(②-①)	利用実人数/年	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

概要

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

内容

● 1 病児・病後児対応型

病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行う事業。

● 2 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る事業。

● 3 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育を行う事業。

現状

本村では現在、実施していません。

確保方策

ひとり親家庭やフルタイムで働いている家庭のニーズはありますが、専門性をもったスタッフ等の配置が必要になることから、村単独での実施は難しく、広域的に検討する必要があります。今後、病児・病後児保育の確保について、近隣市町村との広域実施に向けて検討します。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み		利用延人数/年	0	0	0	0
②確保方策	病児・病後児 対応型	利用延人数/年	0	0	0	0
		施設箇所数	0	0	0	0
	体調不良児 対応型	利用延人数/年	0	0	0	0
		施設箇所数	0	0	0	0
	非施設型 (訪問型)	利用延人数/年	0	0	0	0
		施設箇所数	0	0	0	0
(②-①)		利用実人数/年	0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

概 要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、授業の終了後等（放課後や長期休業等）に施設や学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現 状

本村では「放課後児童クラブ（学童保育）」は実施しておらず、地域の実情に応じて就労等により昼間保護者が家庭にいないに関わらず利用することのできる「放課後子ども教室」を開設しています。放課後子ども教室推進事業により、放課後や夏休み等の子どもたちの安全・安心な活動拠点と地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動に取り組み、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

確保方策

本村では「放課後児童クラブ（学童保育）」の実施及び実施予定はありませんが、代替事業として実施している「放課後子ども教室」の利用が定着しており、今後も子どもの安全・安心な居場所づくりの確保のため、継続して実施していきます。

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1年生	利用実人数/年	4	3	3	2	2
	2年生	利用実人数/年	3	4	3	3	2
	3年生	利用実人数/年	6	3	4	3	3
	4年生	利用実人数/年	3	6	3	4	2
	5年生	利用実人数/年	5	3	6	3	4
	6年生	利用実人数/年	4	5	3	6	3
	①合計	利用実人数/年	25	24	22	21	16
②確保方策	利用実人数/年		0	0	0	0	0
	施設箇所数		0	0	0	0	0
(②-①)		利用実人数/年	△25	△24	△22	△21	△16

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

確保方策

保護者の世帯所得の状況等を考慮し、保育所入所支度や就学援助に係る費用等についての助成を必要に応じて行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

確保方策

民間からの参入申し入れなどに対応するための窓口を設置します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

概 要

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

確保方策

今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

確保方策

今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

概要

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

確保方策

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、継続的に支援します。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	面談実施合計回数/年	9	9	9	9	9
②確保方策	面談実施合計回数/年	9	9	9	9	9
(②-①)	面談実施合計回数/年	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

概要

出産後の母親の心身のケアや育児サポートをする事業です。医療機関や助産所等の施設に宿泊あるいは日帰りでケアを受ける宿泊型・通所型、助産師等が自宅を訪問してケアを実施する訪問型があります。

確保方策

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	利用延人数/年	6	6	6	6	6
②確保方策	利用延人数/年	6	6	6	6	6
(②-①)	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年度から乳児等のための支援給付として創設・実施されます。制度の対象は0歳6か月から満3歳未満の未就園児とし、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

確保方策

本村では1歳から満3歳未満の未就園児を対象として、令和8年度から実施予定です。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

（１）質の高い幼児期の教育・保育と地域の子育て支援

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、相互に関係しています。本村では、子どもの発達段階に応じて教育・保育の質を担保できるよう努めます。

また、出産から子育ての様々なタイミングで子育て家庭にアプローチすることで、虐待をはじめとする問題の早期発見や、特別な支援が必要な子どもが円滑に適切な教育・保育を利用できるよう図ります。

子どもが健やかに育ち、その可能性を伸ばすことができるように、専門職等と連携して訪問・相談対応・巡回指導の充実を図ります。

（２）保育所等と小学校との円滑な接続の取組の推進

乳幼児期における教育・保育は、人間形成の基礎を培うものであると同時に、保育所等から小学校において、一人ひとりの子どもの成長や発達を長期的な視点でとらえ、教育・保育内容について相互理解を深め、共有することが非常に重要です。

このことから、切れ目のない教育・保育が提供されるよう、保育所の園児と小学生の交流事業や、保育士・小学校教諭の保育所・小学校連絡会等をはじめとする相互研修の取組をさらに充実させ、保育所から小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。

第5章 個別施策の展開

基本目標1 すべての子どもと家庭への支援

(1) 親子の健康の確保及び増進

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

概要

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの健診費用を助成したり、妊娠期から継続して家庭訪問を実施したりすることで、親子の安心・安全な健康管理ができる体制の整備を図ります。

主な実施内容

母子健康手帳の交付/妊婦訪問/乳児家庭全戸訪問事業/不妊治療費支援/産婦健康診査/乳幼児健康診査

担当課

中芸広域連合/健康福祉課

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

概要

- 保育所・学校と連携し、生命の尊さや自分を大切にするという意識を醸成するため、性と性についての教育について取り組みます。
- 教科での学習などを通じて正しい知識を普及啓発し、薬物乱用未然防止対策や喫煙・飲酒対策を促進します。

主な実施内容

性や薬物、たばこやアルコールに関する正しい知識の普及啓発

担当課

中芸広域連合/健康福祉課/教育委員会

③小児保健医療体制の充実

概要

- 定期予防接種、任意予防接種を適切な時期に接種できるよう受診勧奨及び接種費用の助成を行います。
- 高知県の小児救急医療体制について情報提供します。

主な実施内容

予防接種の受診勧奨/接種費用助成の実施/小児医療対策の情報提供

担当課

中芸広域連合/健康福祉課

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

①子育て世帯がともに働きやすい職場環境の整備

概要

- 馬路村移住・定住応援サイトを活用し、各事業所の就労情報を発信します。また、村内の就労情報の提供に努めます。

主な実施内容

再就職への支援/働き方の見直しについての意識啓発

担当課

健康福祉課

②結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

概要

- マッチングアプリの登録費等を補助し、若者の出会いをサポートします。また、出会いから結婚までライフステージに応じた相談に対応します。
- 妊娠期からの心と体の健康管理のため、健診の受診後や家庭訪問などで相談・支援を行います。

主な実施内容

相談支援事業

担当課

中芸広域連合/健康福祉課/地域振興課

③若者の経済的・社会的自立への支援

概要

- 義務教育を終了後、就職や進学をした後に自立した生活を送るために必要とする相談や支援を行います。

主な実施内容

自立支援と資質・能力の向上

担当課

健康福祉課



(3) きめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

概要

- 要保護児童・要支援児童及びその保護者、また特定妊婦に関する情報や適切な保護を図るために必要な情報交換を行い、要保護児童等に対する支援を、関連機関と連携し、必要に応じて個別ケース会議を行います。また、情報に対して迅速に連携・対応することで、児童の安全確保に努めます。
- 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。
- 様々な問題を抱えた女性の相談指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）の防止に努めます。

主な実施内容

要保護児童対策地域協議会/児童虐待相談事業/女性相談事業/児童虐待に関する広報啓発

担当課

中芸広域連合/健康福祉課

②ひとり親家庭等の自立支援

概要

- ひとり親家庭を中心に、経済的支援等が必要な家庭に対して、相談体制の充実、経済的支援策、就業支援策等について総合的な対策に取り組み、自立の促進につなげます。

主な実施内容

相談対応/児童扶養手当制度の周知啓発/ひとり親家庭等医療費助成制度の実施/
就学援助の実施

担当課

健康福祉課/教育委員会



③障がい児施策の充実

概要

- 障がい児一人ひとりのニーズに応じ、児童発達支援センターや放課後等児童デイサービスなど多様なサービスが複合的に利用できるよう支援します。
- 障がいのある児童や家族からの各種相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービス利用など必要な支援を行います。
- 保育、保健、福祉、教育、医療等の関係部署が連携を図り、乳幼児期から青少年期まで一貫した取組を推進します。

主な実施内容

日中一時支援事業/放課後等児童デイサービス/長期休暇支援事業/相談対応/
関係機関の連携

担当課

中芸広域連合/健康福祉課/教育委員会

基本目標 2 地域全体による子育て支援

(1) 子育て支援・サービスの充実

① 子育て支援事業の充実

概要

- 妊婦や子育て親子の交流の場の提供と交流促進、相談や援助、地域の子育てに関する情報の提供や講習等の開催に取り組み、支援の充実を図ります。

主な実施内容

子育て世代包括支援センター「つどマル」の開放/赤ちゃん用品支給事業/
出産・子育て応援給付金及び育児支援金の支給/子育てひろばの開催/
おたすけママクラブ/子育て支援拠点事業「遊分舎」/ブックスタート事業

担当課

中芸広域連合/社会福祉協議会/健康福祉課/保育所/地域振興課/教育委員会

② 保育サービスの充実

概要

- 全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために保育の充実を図ります。
- 放課後子ども教室を継続することで、放課後における児童の安全・安心な居場所の確保に努めます。

主な実施内容

通常保育事業/一時預かり事業/延長保育事業/病児・病後児保育事業/放課後子ども教室

担当課

健康福祉課/教育委員会

(2) 地域における子育て支援体制の整備

① 保護者の子育て力向上の支援

概要

- 子育て支援に関する教室（ぴよぴよ教室・赤ちゃん食堂・ちびっこレストラン）を開催することで、体験・経験を重ね、親子の育ち合いを支えます。
- 保護者や子育て支援者を対象に基本的な生活習慣の育成に関することや子育てに役立つこと、食育や遊び方など、ニーズに応じた子育て講座を開催します。

主な実施内容

子育て支援に関する教室/子育て講座の開催

担当課

中芸広域連合/健康福祉課

②地域の子育て支援ネットワーク構築

概要

- 保小中の一貫した取組を通して、生活習慣の確立や基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細やかな対応を図ります。特に支援や配慮の必要な子どもへの対応については、専門機関の協力を得ながら進めていきます。
- 地域での子育てを支えるために、子育て環境や子育て状況を把握し、地域に根付いた子育て支援の輪を広げます。また、地域ぐるみで楽しみながら育児ができる環境づくりを図ります。
- 子どもたちの成長を保護者・保育所・役場がともに理解し合い、一人ひとりの子どもに合った子育ての環境整備に活かすことを目的に、3歳児に新版K式発達検査を実施し、成長に応じた発達を支援します。また、子どもたちの育ちを保育所・小学校と連携し、スムーズな就学につなげていきます。

主な実施内容

保小中連絡会/児童委員・主任児童委員・関係機関の連携/
馬路村はぐくむ子どもの発達支援事業

担当課

中芸広域連合/社会福祉協議会/健康福祉課/保育所/教育委員会

③子どもが安心して暮らせる環境づくり

概要

- 子ども自身の交通安全思想を育むため、幼児・児童・生徒を対象に、警察や交通安全指導員による交通指導を実施し、交通安全教育を推進します。
- 子育てひろば等で、小児救急法の講習会を行います。小中学校では、保護者対象の救命救急講習を継続して開催します。
- インターネットを通じた様々なトラブルの実態や児童・生徒の携帯電話の利用状況などを踏まえた上で、年齢等に応じた情報モラルの育成を図ります。

主な実施内容

交通安全教室/交通安全施設の整備/救急救命法の普及/防犯ブザーの配布/
情報モラル教育の推進

担当課

総務課/健康福祉課/教育委員会

基本目標 3 子どもの心の豊かさをたくましさを育む

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

①就学前教育・保育の充実

概要

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の収集・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施及び支援します。
- 保育士の自主的・主体的な研修を奨励・支援し、支援体制の整備を図るとともに、指導に対する自信と責任と自覚を持てるよう、保育士の資質向上を目指します。

主な実施内容

利用者支援事業/保育士の研修の充実

担当課

健康福祉課

②教育環境の充実

概要

- 食に対して興味を持ち、菜園活動等を通して野菜を植え、育てて、収穫や調理する喜びを味わう食育体験活動など、管理栄養士や食生活改善推進員等と連携し、食育の重要性や望ましい食習慣が確立できるよう食育の啓発を推進します。
- 児童・生徒が本と出会い、読書に親しむことができる環境づくりと図書の購入、読書活動を推進します。
- 将来、社会人・職業人として自立していくために、学校・関係機関が連携し、キャリア教育を推進します。また、児童・生徒が社会の一員としての規範意識や思いやりの心を育むため、道徳教育を一層推進します。
- 様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育むために、児童・生徒の体験活動を推進します。
- 地域や学校に学校支援コーディネーターと学校支援員を配置することで、授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援等、様々な教育支援活動を行います。
- 隔週で、両小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒への直接面接による支援及び教職員や保護者に対する助言・支援等を実施します。

主な実施内容

食育の啓発・推進/読書活動の推進/キャリア教育・道徳教育/
体験活動・スポーツ活動の推進/学校支援コーディネーターと学校支援員の活動/
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置

担当課

健康福祉課/教育委員会

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く住民への周知に努めます。

また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、健康福祉課が中心となり、保育所、小学校・中学校、住民とが連携して、馬路村子ども・子育て会議等で様々な方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

さらに、今後の社会情勢の急速な変化や新たな課題にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めていきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。

そのため、毎年度、計画の進捗状況について、取りまとめ、「馬路村子ども・子育て支援会議」に報告し、点検、評価を行うとともに、「量の見込み」「確保方策」については、必要性が生じた場合は随時、見直しを行います。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするためには、計画を主宰し(Plan)、実行する(Do)、設定した目標の達成や適切な評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型マネジメントサイクル(PDCA サイクル)を確立し、進捗管理を行います。



第7章 資料編

1 馬路村子ども・子育て支援会議条例

(平成25年12月10日条例第16号)

改正 令和5年3月16日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、馬路村子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他村長が適当と認める者のうちから、村長が任命する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、馬路村役場健康福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 馬路村子ども・子育て会議委員名簿

任期（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

役 職	組織区分	氏 名	所属する組織名及び役職等
	子どもの保護者	近藤 稔	魚梁瀬小中学校 PTA 副会長
	子どもの保護者	島田 奈緒	魚梁瀬小中学校 PTA 会長
会 長	事業主を代表する者	山崎 友和	馬路村農業協同組合 馬路小中学校 PTA 会長
	労働者を代表する者	上利 紗和	馬路保育所保護者会長
	労働者を代表する者	乾 まりの	馬路村農業協同組合
	労働者を代表する者	岡本 幸将	行政書士岡本幸将事務所
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西岡 貴範	馬路村社会福祉協議会会長
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤田 千香	中芸広域連合保健福祉課長
	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	泉井 三抄	馬路・魚梁瀬小中学校長代表
	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	中屋 則子	馬路・魚梁瀬保育所長代表
事 務 局		高橋 弘江 上治 郷平 久保 可奈 西岡 律 濱田 恭子 岡田 麻美	馬路村教育長 健康福祉課長 教育委員会 次長 健康福祉課 保健師 健康福祉課 看護師 健康福祉課

第3期馬路村子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行者：馬路村 健康福祉課

高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

電話：0887-44-2112

FAX：0887-44-2779

H P：<http://www.vill.umaji.kochi.jp>
